

【H29年度版】LPガス販売事業の手引き 正誤表 1/2

LPガス保安技術者向けWebサイト (<http://www.lpgpro.go.jp/index.html>) に掲載した電子データ (PDF版) は、当該正誤を修正しています。

目次

7. 認定行政庁の変更の届出(法第35条の4 規程第40条)	40
8. 保安機関の変更の届出(法第35条の4 規程第41条)	40
9. 承認の届出(法第35条の4 規程第42条)	41
(1) 売出先(法第35条の4 規程第42条)	41
(2) 届出時期(規程第42条第2項)	41
10. 保安業務の廃止(法第35条の4 規程第43条)	41
11. 保安業務の委託(法第28条)	42
12. 保安機関の報告(法第32条 規程第132条)	42
13. 保安業務の運用(法第27条 第28条)	43
VI 液化石油ガス設備工事(法第49条の2)	45
1. 液化石油ガス設備工事(法第38条の7 規程第108条)	45
(1) 液化石油ガス設備工事の作業とは(法第38条の7 規程第108条)	45
(2) 設備工事資格者(法第38条の7 第38条の8 法第38条の9 規程第109条)	45
(3) 基準適合報告書(法第38条の2)	46
(4) 液化石油ガス設備工事の届出(法第38条の3 規程第107条及び第108条)	46
2. 特定液化石油ガス設備工事(法第38条の10第1項 規程第112条)	47
(1) 特定液化石油ガス設備工事とは(法第38条の10第1項 規程第111条)	47
(2) 特定液化石油ガス設備工事の届出(法第38条の10第1項 規程第112条)	47
(3) 特定液化石油ガス設備工事の変更及び廃止(法第38条の10第2項 規程第114条)	47
3. 工事施工後の表示、記録の保存(法第38条の11 第38条の12 規程第115条~第119条)	48
4. 器具の備付け(法第38条の13 規程第120条)	49
5. 特定工事(特定法第3条~第6条)	49

参 考 51

誤 参 考 51

正 参考資料 51

P.20

- 供給、取引関係
- 販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合は、LPガスの供給開始前までに、当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを当該一般消費者等に確認すること。
 - LPガスの引渡しは一般消費者等の継続的消費に支障を生じないように遅滞なくすること。
 - 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。
 - 販売契約解除の申し出に対し、販売事業者所有設備の取扱いを正しく行うこと。
- イ 供給設備
- 供給設備の搬入は、所有者である販売事業者が自ら行う。販売事業者は一般消費者等から契約解除の申し出があった場合には、正当な事由が無い限り遅滞なく供給設備を搬去(原則一週間以内)すること。
- ロ 消費設備
- 消費設備に係る配管であった販売事業者が所有するものについては、当該一般消費者等が契約の意思表示をする場合そのほかやむを得ない事情がある場合を除き、適正な対応で一般消費者等に所有権を移転すること。
- 設備管理、配管、集合装置の修理
- 供給管、配管又は集合装置を修理するためにLPガスを遮断するときは保安上支障がない状態で行うこと。
- バルク貯槽
- バルク貯槽は規定に基づき検査を行うこと。(バルク貯槽及び附属機器等の検査については、巻末(P.55)の参考を参照してください。)
- 巻末(P.55)の参考を参照してください。(状態で行うこと。)
- (2) 質量販売の可能な場合
- 質量販売は以下の場合が可能です。(質量販売時の注意事項等については巻末(P.57)の参考資料を参照してください。)
- ① 屋外において移動して消費する場合
(例) 屋台(車両を含む)、イベント、お祭等
 - ② 内容積20L以下の容器により消費する場合
イ 調整弁が接続された内容積8L以下の容器(2kg容器等)を移動して消費
(例) 料理炊飯、釜揚げ等
ロ 20L以下の容器(8kg容器等)を配管に接続して消費
(例) 工事事務所、臨時な少量消費先等
 - ③ 内容積25L以下の容器(キャップシタ付容器)を有するもの、
 - ④ 販売契約の締結日から1年以内に配管が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合
 - ⑤ 高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可な消費の場合
 - ⑥ 経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合
 - ⑦ 災害救助法第23条により供与された認定販売店でも消費する場合

20

誤 ① バルク貯槽は規定に基づき検査を行うこと。(バルク貯槽及び附属機器等の検査については、巻末(P.55)の参考を参照してください。)

正 ① バルク貯槽は規定に基づき検査を行うこと。(バルク貯槽及び附属機器等の検査については、巻末(P.53)の参考資料を参照してください。)

誤 質量販売は以下の場合が可能です。(質量販売時の注意事項等については巻末(P.57)の参考資料を参照してください。)

正 質量販売は以下の場合が可能です。(質量販売時の注意事項等については巻末(P.52)の参考資料を参照してください。)

P.32

- ③ 点検・調査(法第35条の9、規程第50条)
- ▼4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和
- 10年に1回以上とすることができる。(参考参照)
- a. 定期供給設備点検
- ・調整弁とガスメーター間の接続し漏れ等
 - ・バルブ、集合装置、供給管の漏れ防止措置
 - ・バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏れ試験
 - ・燃焼器の入口圧力
 - ・調整弁の漏れ、漏れ等及び液化石油ガスの適合性
 - ・調整弁の調整圧力及び閉鎖圧力
- b. 定期消費設備調査
- ・配管の漏れし漏れ防止措置
 - ・配管の漏れ試験
 - ・燃焼器の入口圧力
- ④ 追加特例(第50条第5号、第5号、認定告示第7条第2項)
- さらに、一般消費者等の設置する燃焼器の全て(飲食店以外の場合には湯沸器、ふろま、ストーブの燃焼器)が以下のいずれかの要件を満たした場合には、追加特例を受けられる。
- イ O2警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。
- ロ 不完全燃焼防止装置が付けられていること。
- ハ 燃焼器が屋外式であること。

追加特例

- ①緊急時対応の要件のさらなる緩和
- 60分以内の対応要件に適合しているときのみ。
- ②10年に1回以上の頻度の緩和対象を認めた4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和
- 5年に1回以上とすることができる。

(参考：パンフレット「LPガス販売事業者の見直し②」(P.37))

【留意事項】保安業務(緊急時対応、点検・調査)の特例が受けられるのは、認定を受けた者の認定後最初の消費に係るもののみであり、認定を受けた者の一般消費者等(うち、規程第43条第1項から第3号まで定める機関が規程第43条に定める方法で設置されていないものは、特例の対象とはなりません。

32

誤 [参照：パンフレット「LPガス販売事業者の見直し②」(P.37)]

正 [参照：パンフレット「LPガス販売事業者の見直し②」(P.63)]

【H29年度版】LPガス販売事業の手引き 正誤表 2/2

LPガス保安技術者向けWebサイト (<http://www.lpgpro.go.jp/index.html>) に掲載した電子データ (PDF版) は、当該正誤を修正しています。

P.33

(2) 保安認定事業者(第二号認定LPガス販売事業者)

▼原則として30分以内に理直とされている緊急時対応の要件の緩和

→ 40キロメートル以内を同要件とする(注)(P.36)

[参照: 下図、パンフレット (LPガス販売事業者の見直し)(P.36)]

一般消費者
原則30分
保安機関
40km
認定対象消費者
緊急時対応の要件の緩和

4. 認定の申請

液化石油ガス販売事業者の認定を受けようとする場合には、様式第26号による申請書に保安確保機器の運用管理規程を添付して販売事業の登録をした行政庁に提出しなければなりません。(規程第47条)

5. 認定液化石油ガス販売事業者の報告

(1) 認定液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数を認定行政庁に報告しなければなりません。(法第35条の7)

認定液化石油ガス販売事業者の報告は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度末の状況も販売事業所ごとに様式第27号によりなければなりません。(規程第48条)

(2) 認定液化石油ガス販売事業者が「合併その他の事由による事業の承継」を行うことにより認定対象消費者以外の一般消費者等の数が増加し、定期的に認定の要件を満たさなくなった場合においては、当該承継から一年間の猶予期間があります。この場合においては、**認定行政庁にその認定対象消費者等の数及び保安確保機器の状況を報告する。**

[参照: パンフレット (LPガス販売事業者の見直し)(P.36)、参考 (認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期)]

33

誤

[参照: 下図、パンフレット (LPガス販売事業者の見直し)(P.36)]

正

[参照: 下図、パンフレット (LPガス販売事業者の見直し)(P.62)]

誤

[参照: パンフレット (LPガス販売事業者の見直し)(P.38)、参考 (認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期)]

正

[参照: パンフレット (LPガス販売事業者の見直し)(P.64)、参考 (認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期)]

P.42

11. 保安業務の委託

販売事業者及び保安機関は、保安業務について委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載して署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。(法第28条)

① 委託する一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、代表者の氏名

② 保安業務の種別及び期間並びに実施の方法

③ 経済産業省で定める事項(規程第29条)

イ 保安業務を実施した結果を販売事業者に連絡する方法

ロ 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項

ハ 委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

(解) ハの「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは、

ア 供給設備について災害が発生するおそれがある場合には、供給設備の種類及び所在地、予見される災害の内容及び保安機関の連絡する相手方(販売事業者及び一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合は「一般消費者等」をいいます。

イ 消費設備について災害が発生するおそれがある場合には、消費設備の種類、その消費設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容及び保安機関が連絡すべき相手方(販売事業者及び一般消費者等)をいいます。

12. 保安機関の報告

保安機関は、毎事業年度経過後3月以内に下記事項を、認定を受けた行政庁に提出しなければなりません。(法第82条、規程第132条)

① その事業年度における保安業務区分ごとの保安業務の実施状況

② その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数

③ 法人にあっては、その事業年度中の役員又は構成員の構成の変更

注) 報告様式については、通達(第4) 規程第132条(報告) 関係「保安業務実施状況報告」を参照してください。

* 1 平成28年6月8日改正(保安業務に係る一般消費者等の数として完了数、拒否数、不在数及び通知数の記載欄の追加等)

* 2 平成28年1月17日告示(保安業務に係る一般消費者等の数として完了数、拒否数、不在数、ファイル記録、記録簿の記載欄の追加)

[別掲] 法第82条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者=20万円以下の罰金に処する。(法第101条第4号)

42

誤

* 1 平成28年6月8日改正(保安業務に係る一般消費者等の数として完了数、拒否数、不在数及び通知数の記載欄の追加等)

正

* 1 平成28年6月8日改正(保安業務に係る一般消費者等の数として完了数、拒否数及び不在数の記載欄の追加等)

P.49

4. 器具の備付け

特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに圧力計を備えなければなりません。(法第38条の13、規程第120条)

機械式圧力計
電気式ダイヤフラム式圧力計

[別掲] 第38条の13の規定に違反して器具を備えなかった者=30万円以下の罰金に処する。(法第100条第5号)

5. 特定工事

(1) 特定ガス消費機器の設置又は変更の工事を行うときは、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者が行わなければならない(注)とされています。(特監法第3条)

(2) 特定ガス消費機器の設置工事又は変更工事を行った場合には、工事終了後、正しい施工が行われたことを確認し、「特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先」、「ガス消費機器設置工事監督者(液化石油ガス設備士)の氏名及び資格証の番号」及び「施工内容及び施工年月日」を記載した表示パネルを当該特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい場所に貼付しなければなりません。(特監法第4条)

(3) 特定工事において燃焼部交換の場合には、既存の排気筒が技術上の基準に適合していることを確認した上で、表示パネルの施工内容欄に「機器交換」と明記し、既に貼付されている表示パネルの下部に「特監法第4条」を記載して貼付します。

(4) 特定工事に係る詳細は、巻末の「特監法のあらまし」を参照してください。

49

誤

(4) 特定工事に係る詳細は、巻末の参考「特監法のあらまし」を参照してください。

正

(4) 特定工事に係る詳細は、巻末の参考資料「特監法のあらまし」を参照してください。